

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）抄
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条～第三条）	第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 社会福祉士（第四条～第三十八条）	第二章 社会福祉士（第四条～第三十八条）
第三章 介護福祉士（第三十九条～第四十四条）	第三章 介護福祉士（第三十九条～第四十四条）
第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（第四十四条の二～第四十九条）	第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（第四十四条の二～第四十九条）
第五章 罰則（第五十条～第五十六条）	第五章 罰則（第五十条～第五十四条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条（略）	第二条（略）
2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。	2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（欠格事由）	
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。	第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。
一（略）	一（略）
二 罰金以上（略）	二 罰金以上（略）
三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四（略）	四（略）
（連携）	
2 第四十七条（略）	2 第四十七条（略）
介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症・介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の一に規定する認知症をいつ。（）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者との連携を保たなければならない。	介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症・介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症をいつ。（）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者との連携を保たなければならない。
（保健師助産師看護師法との関係）	
第四十八条の一 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百二号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として喀痰吸引等を行ふことを業とすることができます	（新設）

	2 前項の規定は、第四十一条第一項において準用する第三十一条第一項の規定により介護福祉士の名称の使用的停止を命ぜられている者については、適用しない。	(新設)
	(略縦吸引等業務の登録)	
第四十八条の二	自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。	(新設)
2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	(新設)	
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
二 事業所の名称及び所在地		
三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日		
四 その他厚生労働省令で定める事項		
	(欠格条項)	
第四十八条の四	次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。	(新設)
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者		
二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年		
三 を経過しない者		
四 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者		
五 法人であつて、その業務を行う従員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの		
	(登録基準)	
第四十八条の五	都道府県知事は、第四十八条の三第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。	(新設)
一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。		
二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。		
三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性がそしいうものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。		
2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	(新設)	
一 登録年月日及び登録番号		
二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項		
	(変更等の届出)	
第四十八条の六	登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条の一第一項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変	(新設)

	更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。」	(新設)
2	登録喫痰吸引等事業者は、喫痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	
3	前項の規定による届出があつたときは、当該登録喫痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。	(新設)
	(登録の取消し等)	
	第四十八条の七 都道府県知事は、登録喫痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喫痰吸引等業務の停止を命ぜることができる。	(新設)
一	第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。	
二	第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。	
三	前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	
四	虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。	
	(公示)	
	第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。	(新設)
一	登録をしたとき。	
二	第四十八条の大第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）が	
	あつたとき。	
三	第四十九条の六第一項の規定による届出があつたとき。	
四	前条の規定により登録を取り消し、又は喫痰吸引等業務の停止を命じたとき。	
	(適用)	
	第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喫痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。	(新設)
	(厚生労働省令への委任)	
	第四十八条の十 第四十八条の二から前条までに規定するものほか、喫痰吸引等業務の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	(新設)
	(権限の委任)	
第四十八条の十一	(略)	第四十八条の二 (略)
	第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	
一・二・三	(略)	一・二 (略)
四	第四十八条の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喫痰吸引等業務を行つた者	(新設)
五	第四十八条の七の規定による喫痰吸引等業務の停止の命令に違反した者	(新設)
	第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をし	(新設)

	た者は、二十万円以下の罰金に処する。	
一	第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	
二	第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しで陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	
第五十六条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	(新設)
	附 則 (認定特定行為業務従事者に係る特例)	
第三条	介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、「当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した)次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。)を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。	(新設)
2	認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。	(新設)
第四条	認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。	(新設)
2	認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が行う研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。	(新設)
3	都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者 四 第四十二条第一項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者 五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者	(新設)
4	都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。(一)の場	(新設)

	合において、当該処分の実施に關し必要な事項は、政令で定める。
一	前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合
二	前項に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合
三	虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合
5	前各項に定めるもののはか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)
	第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。
2	前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第一項の登録次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」といふ。）を受ける者（若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。）
	(登録の申請)
	第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

	(欠格条項)
	第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者
二	この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者
三	附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者
四	法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
	(登録基準)
	第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
一	喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
二	前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に從事するものであること。
三	前二号に掲げるもののか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確實に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合

	するものであること。	
2	登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 事業所の名称及び所在地 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日 五 その他厚生労働省令で定める事項	(新設)
	(登録の更新)	
第九条	登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	(新設)
2	前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	
	(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)	
第十条	登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。	(新設)
	(変更の届出)	
第十二条	登録研修機関は、附則第八条第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	(新設)
	(業務規程)	
第十三条	登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	(新設)
2	業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。	(新設)
	(業務の休廃止)	
第十四条	登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	(新設)
	(適合命令)	
第十五条	都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	(新設)
	(改善命令)	
第十六条	都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができ	(新設)

	(登録の取消し等)
第十六条	都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて略痕吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。
一	附則第七条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二	附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。
三	前二条の規定による命令に違反したとき。
四	附則第十八条において適用する第十七条の規定に違反したとき。
五	虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
	(公示)
第十七条	都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一	登録をしたとき。
二	附則第十一条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
三	附則第十三条の規定による届出があつたとき。
四	前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
	(運用)
第十八条	第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について適用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「略痕吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
	(厚生労働省令への委任)
第十九条	附則第六条から前条までに規定するものほか、登録研修機関の登録に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	(特定行為業務の登録)
第二十条	自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2	第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の二第一項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について適用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「略痕吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者」以下「登録特定行為事業者」という。」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七（附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」と、第四十八条の五第一項第一号中「略痕吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「略痕吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第四十八条の六第一項中「登録

	<p>受けた者（以下「登録営業等事業者」という。）」であるのは「登録特定行為事業者」と、同条第一項及び第二項並びに第四十八条の七中「登録営業等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(罰則)</p>	
第二十一条	附則第五条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	(新設)
第二十二条	附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	(新設)
第二十三条	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 附則第十一条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで特定行為業務を行つた者 二 附則第十一条第一項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者 	(新設)
第二十四条	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一千万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 	(新設)
	<ul style="list-style-type: none"> 二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 四 附則第十八条において準用する第十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 	
第二十五条	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一千万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 附則第二十条第一項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 附則第二十条第一項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 	(新設)
第二十六条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	(新設)
第二十七条	正当な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十円以下の過料に処する。	(新設)